



地 保 第 3 2 4 0 号
令和2年（2020年）11月25日

北海道医師会長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養を行う宿泊施設の開所について

平素より、道内における感染症対策について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症に関し、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用をさらに図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していく方針を示しており、道としても、現在、札幌市内において宿泊療養を実施しておりますが、今般、感染者が増加していることに伴い、次のとおり宿泊療養施設を追加することとしましたので、お知らせするとともに、郡市医師会等への周知についてよろしくお願いします。

なお、道立保健所及び道内保健所設置市あてに別紙のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 実施方法
別添「北海道宿泊療養実施要領」による
- 2 宿泊療養施設の名称及び所在地
「東横 I N N 函館駅前大門」
函館市松風町5-1
- 3 実施開始日
令和2年11月27日（金）

連絡先 保健福祉部健康安全局地域保健課 電話 011-206-0170

北海道宿泊療養実施要領

1 目的

本要領は、道内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断された場合に、軽症者のうち重症化リスクの低い方々について、宿泊施設における療養（以下「宿泊療養」という。）による医療体制に移行するにあたっての実施方法等について定めるものである。

2 宿泊療養施設

宿泊療養に使用する施設は、道が所要の手続きを経て選定する。

3 宿泊療養に係る費用

宿泊療養に係る費用（宿泊料等）は道が負担する。

4 対象者の選定等

(1) 入院から宿泊療養への移行の場合

① 新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を行っている医療機関（以下「入院医療機関」という。）は、入院中の患者のうちから、別添1「宿泊療養への移行に係る選定基準等」（以下「選定基準」という。）に基づき、宿泊療養に移行する者を選定する。

② 入院医療機関は、対象者の選定の際には、宿泊療養に移行することについて、別記様式1の1により本人の同意を得ることとし、本人に同様式（保健所・医療機関用及び本人控え）を渡すとともに、その者に入院勧告を行った保健所（以下「勧告保健所」という。）に連絡する。

③ 勧告保健所は、入院医療機関からの連絡に基づき、宿泊療養に移行する者に関する情報を別記様式2により、以下に連絡する。

- ・道立保健所、札幌市を除く市立保健所

- ～北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室宿泊療養班

- ※設置状況により、適宜変更する場合がある。

- ・札幌市立保健所

- ～札幌市新型コロナウイルス感染症対策室宿泊療養調整班

④ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室宿泊療養班及び札幌市新型コロナウイルス感染症対策室宿泊療養調整班（以下、「各宿泊療養班」という。）は、宿泊療養施設の空室状況や選定された者の情報等から移行の可否を決定し、その結果を速やかに勧告保健所に連絡する。

なお、空室状況から全ての対象者を受け入れることが困難となった場合は、選定基準1の(2)①から④のいずれかに該当する者と同居しており、自宅で空間を分けた療養生活を行うことや、同居家族等が一時的に居所を移動することが困難である者を優先する。

⑤ ③の連絡を受けた勧告保健所は、移行の可否について入院医療機関に連絡する。

⑥ 各宿泊療養班は、本人の入所時に、別記様式1の1（保健所・医療機関用）の提出を依頼し、施設内で回収する。

(2) 入院を経ずに宿泊療養に移行する場合

- ① 本人の所管保健所が、選定基準に基づき、宿泊療養に移行する者を選定する。
- ② 所管保健所は、対象者の選定の際には、宿泊療養に移行することについて、別記様式1の2を元に、電話等により、本人の同意を得ることとする。
- ③ 所管保健所は、別記様式1の2（保健所用及び本人控え）に署名、別記様式2に宿泊療養に移行する者に関する情報を記載し、各宿泊療養班に連絡する。
- ④ 各宿泊療養班は、宿泊療養施設の空室状況や選定された者の情報等から移行の可否を決定し、その結果を速やかに所管保健所に連絡する。
なお、空室状況から全ての対象者を受け入れることが困難となった場合は、第4（1）④と同様の対応を行う。
- ⑤ 各宿泊療養班は、本人の入所時に別記様式1の2（保健所の署名入り2通）を渡し、保健所保管用に署名・提出を依頼し、施設内で回収する。

5 対象者の移送

勧告保健所又は所管保健所は、対象者の宿泊療養施設への移送方法について各宿泊療養班と協議する。

6 宿泊療養施設における注意事項

宿泊療養施設で療養する者（以下「療養者」という。）は、その療養期間中は別紙3「宿泊療養施設における注意事項」を遵守しなければならない。

7 療養者の健康観察

勧告保健所又は所管保健所を所管する自治体は、宿泊療養施設に駐在する医療スタッフの協力を得て、毎日、療養者の健康観察を行い、記録する。

8 宿泊療養の解除

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（無症状病原体保有者にあつては、発症日から10日間経過した場合）に、宿泊療養を解除するものとする。

なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。

また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

9 退所

各宿泊療養班は、宿泊療養が解除になった者について勧告保健所又は所管保健所に連絡するとともに、当該者を施設から速やかに退所させる。

宿泊療養への移行に係る選定基準等

1 宿泊療養への移行に係る選定基準

次の全ての事項に該当する者であること。

ただし、たとえ自覚症状が乏しくても胸部ＣＴで肺炎を認めることがあり、特に病変が複数個所認められる場合には中等症への移行の可能性が高いことから、宿泊療養に入る前に胸部ＣＴ検査を実施しておくことが望ましい。

- ＰＣＲ検査で新型コロナウイルスに感染していることが判明した病院に入院中の軽快者（軽症者の基準に該当する者）、または陽性確認された軽症者で病院への入院を経ることなく宿泊療養に移行することとされた者。

【軽症者】

- (1) 無症状病原体保有者
- (2) 以下のいずれにも該当する軽症者
 - ① 高齢者ではないこと
 - ② 著しい発熱がないこと
 - ③ 呼吸困難がないこと
 - ④ 問診で、基礎疾患の状況、免疫抑制の状況、妊娠の状況、その他の状況を確認の上、入院は不要と判断されたこと

2 対象者選定上の留意事項

- (1) 対象者の選定に当たっては、対象者に次の事項について確認すること。
 - ① 宿泊療養に移行することについて、書面による同意。
 - ② 宿泊療養期間中における外出制限及び健康観察への協力。
 - ③ 宿泊療養施設における注意事項の遵守。
 - ④ 自身による洗濯や居室の清掃、シーツ交換等の実施。
- (2) 次の者については施設における対応の可否を個別に確認の上、選定すること。
 - ① 介助・介護が必要である者
 - ② アレルギー食対応が必要である者
 - ③ 日本語による意思疎通が困難である者

(医療機関からの入所者用)

(保健所・医療機関保管用)

宿泊施設での療養への移行について

北海道では、新型コロナウイルス感染症による重症者等に対する入院医療の提供を確保するため、無症状及び軽症者のうち重症化リスクの低い方々については、宿泊施設において周囲への感染防止に注意しながら療養していただき、健康観察を行うこととしています（国の通知においても、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、自宅療養ではなく宿泊療養をしていただくこととされております。）。

あなた様におかれましては、現在までにウイルスの消失は確認できていないものの、医学的には必ずしも入院治療が必要な状態にはないことから、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく勧告入院を終了し、宿泊療養施設において健康観察に協力していただくこととなります。

宿泊療養は、北海道で指定する宿泊施設で行い、宿泊療養に係る経費（宿泊料等）は北海道が負担しますが、療養中（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過するまで（無症状病原体保有者については、発症日から10日間経過するまで））は、引き続き外出や他者との面会は制限されるほか、別紙の注意事項を遵守していただくこととなります。

なお、日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

説明をお聞きいただき、別紙の注意事項をお読みいただいた上で、宿泊療養への移行についてご同意いただける場合は、ご署名をお願いします。

道内の入院病床の確保のため、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

患者に対し、上記の内容について説明しました。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

担当医等（自署） _____

(患者記入欄)

保健所長 様

私は、上記内容について説明を受け、内容を理解しました。

宿泊療養への移行について同意いたします。

宿泊療養を行う上での注意事項等を遵守いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名（自署） _____

(医療機関からの入所者用)

(本人控え)

宿泊施設での療養への移行について

北海道では、新型コロナウイルス感染症による重症者等に対する入院医療の提供を確保するため、無症状及び軽症者のうち重症化リスクの低い方々については、宿泊施設において周囲への感染防止に注意しながら療養していただき、健康観察を行うこととしています（国の通知においても、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、自宅療養ではなく宿泊療養をしていただくこととされております。）。

あなた様におかれましては、現在までにウイルスの消失は確認できていないものの、医学的には必ずしも入院治療が必要な状態にはないことから、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく勧告入院を終了し、宿泊療養施設において健康観察に協力していただくこととなります。

宿泊療養は、北海道で指定する宿泊施設で行い、宿泊療養に係る経費（宿泊料等）は北海道が負担しますが、療養中（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過するまで（無症状病原体保有者については、発症日から10日間経過するまで））は、引き続き外出や他者との面会は制限されるほか、別紙の注意事項を遵守していただくこととなります。

なお、日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

説明をお聞きいただき、別紙の注意事項をお読みいただいた上で、宿泊療養への移行についてご同意いただける場合は、ご署名をお願いします。

道内の入院病床の確保のため、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

患者に対し、上記の内容について説明しました。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

担当医等（自署） _____

(患者記入欄)

保健所長 様

私は、上記内容について説明を受け、内容を理解しました。

宿泊療養への移行について同意いたします。

宿泊療養を行う上での注意事項等を遵守いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名（自署） _____

(自宅からの入所者用)

(保健所保管用)

宿泊施設での療養への移行について

北海道では、新型コロナウイルス感染症による重傷者等に対する入院医療の提供を確保するため、無症状及び軽症者のうち重症化リスクの低い方々については、宿泊施設において周囲への感染防止に注意しながら療養いただき、健康観察を行うこととしています（国の通知においても、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、自宅療養ではなく宿泊療養をしていただくこととされております。）。

あなた様におかれましては、現在までにウイルスの消失は確認できていないものの、医学的には必ずしも入院治療が必要な状態にはないことから、宿泊療養施設において健康観察に協力していただくこととなります。

宿泊療養は、北海道で指定する宿泊施設で行い、宿泊療養に係る経費（宿泊料等）は北海道が負担しますが、療養中（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過するまで（無症状病原体保有者については、発症日から10日間経過するまで））は、引き続き外出や他者との面会は制限されるほか、別紙の注意事項を遵守していただくこととなります。

なお、日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

この書面及び別紙の注意事項をお読みいただいた上で、宿泊療養への移行にご同意いただける場合は、ご署名をお願いします（入所後、共用スペースに設置している同意書回収ボックスに投函してください。）。ご不明な点がございましたら、事務局職員までご確認ください。

ご同意いただけない場合は、原則、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく勧告入院の対象となりますので、ご承知おきください。

道内の入院病床の確保のため、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(患者記入欄)

保健所長 様

私は、上記内容について確認し、理解しました。
宿泊療養への移行について同意いたします。
宿泊療養を行う上での注意事項等を遵守いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名（自署）

宿泊施設での療養への移行について

北海道では、新型コロナウイルス感染症による重傷者等に対する入院医療の提供を確保するため、無症状及び軽症者のうち重症化リスクの低い方々については、宿泊施設において周囲への感染防止に注意しながら療養いただき、健康観察を行うこととしています（国の通知においても、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、自宅療養ではなく宿泊療養をしていただくこととされております。）。

あなた様におかれましては、現在までにウイルスの消失は確認できていないものの、医学的には必ずしも入院治療が必要な状態にはないことから、宿泊療養施設において健康観察に協力していただくこととなります。

宿泊療養は、北海道で指定する宿泊施設で行い、宿泊療養に係る経費（宿泊料等）は北海道が負担しますが、療養中（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過するまで（無症状病原体保有者については、発症日から10日間経過するまで））は、引き続き外出や他者との面会は制限されるほか、別紙の注意事項を遵守していただくこととなります。

なお、日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

この書面及び別紙の注意事項をお読みいただいた上で、宿泊療養への移行にご同意いただける場合は、ご署名をお願いします（入所後、共用スペースに設置している同意書回収ボックスに投函してください。）。ご不明な点がございましたら、事務局職員までご確認ください。

ご同意いただけない場合は、原則、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく勧告入院の対象となりますので、ご承知おきください。

道内の入院病床の確保のため、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(患者記入欄)

保健所長 様

私は、上記内容について確認し、理解しました。
宿泊療養への移行について同意いたします。
宿泊療養を行う上での注意事項等を遵守いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名（自署）

宿泊療養施設への入所が可能な新型コロナウイルス感染症患者に関する情報

氏 名		道内患者番号	例目
住 所			
性 別			
生年月日	(歳)		
臨床経過			
入院期間			
本人連絡先			
入院中の PCR検査	月 日(+・-) 月 日(+・-)		
アレルギーに配慮すべき食材等			
移行基準へ該当	☐ 以下の基準に該当する者であること。 ☐ PCR検査で新型コロナウイルスに感染していることが判明した病院に入院中の軽快者(軽症者の基準に該当する者)、または陽性確認された軽症者で病院への入院を経ることなく宿泊療養に移行することとされた者。 【軽症者】 (1) 無症状病原体保有者 (2) 以下のいずれにも該当する軽症者 ① 高齢者ではないこと ② 著しい発熱がないこと ③ 呼吸困難がないこと ④ 問診で、基礎疾患の状況、免疫抑制の状況、妊娠の状況、その他の状況を確認の上、入院は不要と判断されたこと		
備 考			

医療機関名	
担 当 医 師	
連 絡 先	

●●●●ホテルで療養される皆様へ

※内線や電話番号等は、当日お配りする資料には記載をいたします。

皆様におかれましては、本日から当面の間、この宿泊施設で療養されることとなります。療養中は建物から外出することができません。ご宿泊される皆様に、安心・安全にお過ごしいただくため、以下のご宿泊中の注意事項を遵守していただきますよう、お願いいたします。事務局一同支援いたしますので、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。生活上のお困りごとや健康上の心配事（お薬等）がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

事務局の連絡先

事務局内線●●

※ 原則として、毎日朝7時から夜21時までの受付となりますので、ご了承ください。

なお、咳や発熱などの体調不良の場合や緊急時には、いつでもご連絡ください。

※ 21時以降の体調不良時の緊急連絡先（看護師） 080-●●●●-●●●●

又は、ホテルフロント ●番

<ご宿泊中の注意事項>

1 入所手続き

お名前を記載した封筒にお部屋の鍵等を入れてご用意しておりますので、お待ちください。

2 施設宿泊期間中の注意事項等

- (1) 宿泊期間中は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 施設内では、原則として各自の居室内に留まっていただくようお願いします。
- (3) 居室外に出る場合は居室内において石鹸で手洗いし、マスクを着用してください。
- (4) 宿泊期間中は、以下の行為を禁止します。

- ・ 施設外への一切の外出
- ・ 家族を含む外部の方との面会
- ・ 宿泊フロア及び、3階宴会場の弁当配布場所以外の立ち入り
- ・ 施設内での喫煙・飲酒
- ・ 食事のデリバリーサービスの利用や外部への物品の受け渡し
- ・ 他の滞在者への迷惑となる行為（夜間の騒音等）
- ・ 他の滞在者のプライバシーの保護に抵触する行為（写真撮影、SNS投稿等）

- (5) この施設では、通常業務を休止して皆様を受け入れており、以下の「3 宿泊期間中の生活基本事項」や「4 健康管理」等に基づき運営しております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

3 宿泊期間中の生活基本事項

(1) 食事等

- ・ 1日3回、お弁当と飲料を3階の弁当配付場所にご用意します。用意ができ次第、館内放送でお知らせしますので、それまでは居室内でお待ちください。
- ・ 食事時間は以下のとおりとします。

朝食：8時～9時

昼食：12時～13時

夕食：18時～19時

- ・ お弁当は、居室内でお召し上がりください。
- ・ お弁当のごみ・居室内で出たごみ等は、次回のお弁当配布時に3階のごみ箱へ捨ててください。（例：朝食のお弁当のごみは、昼食時に捨ててください）
- ・ ビン、缶、危険物（スプレー缶、ライター、電池等）などは捨てられません。
- ・ お弁当のごみ等を捨てる際には、袋をきつく縛り、ごみが外に出ないようにしてください。

(2) 清掃

- ・ 滞在期間中、スタッフによる清掃はいたしませんので、飲食物をこぼす等で絨毯を汚した場合等は各自で清掃をお願いします。

(3) ベッドシーツの交換

- ・ 滞在期間が一週間以上となった場合は、ベッドシーツの替えをお渡ししますので、ご自身での交換をお願いします。

(4) 洗濯

- ・ 洗濯設備やクリーニングサービスはありませんので、ご承知おきください。
- ・ 洗剤は3階にご用意しておりますので、必要数をお持ちいただき、居室内のバスタブや洗面台で行っていただくようお願いいたします。

(5) マスク

- ・ マスクは一日一枚、夕食のお弁当と一緒に、翌日分を支給します。

(6) タオル類・浴衣・アメニティ・洗剤・お茶

- ・ 粉末のお茶などは、3階の所定の場所にご用意しますので、ご自身で必要な数をお持ちください。（利用可能時間は、上記（1）の食事の時間内になりますので、ご注意ください）
- ・ 浴衣は、1週間程度の使用を原則とします。交換が必要な場合は、事務局（内線●●）までご連絡ください。タオルは数に限りがございますので、週2～3枚の使用にご協力ください。ご使用できなくなったタオルは、乾燥させてから部屋にあるビニール袋に入れ、退所まで保管してください。新しいタオルは3階の所定の場所からお持ちください。

(7) その他

- ・ カードキーの紛失・居室内への置き忘れについては、十分ご注意ください。万が一、お部屋内に鍵を置いたままお部屋を出てしまった場合は、各階エレベーターホールの内線電話で事務局（内線●）へ連絡し、そのままお待ちください。スタッフがカードキーを用意し、エレベーターホールの内線電話に連絡します。

- ・ 生活上のお困りごとや健康上の心配ごとがございましたら、事務局（内線●）までご連絡ください。
- ・ 入浴時、バスルームのドアを閉めていただくようお願いいたします。開け放しにして使用されますと、火災報知器が作動する可能性があります。
- ・ ホテルのW i f iを使用できます。パスワードはテレビの電源を入れて、表示されたものを入力してください。
- ・ 21時から翌7時まではエレベーターを停止しますので、ご注意ください。
- ・ ドライヤーと湯沸かしポットを同時に使用するとブレーカーが落ちるのでご注意ください。

4 健康管理

(1) 健康状態の確認・報告

- ・ 毎日 7時30分及び17時30分に検温、酸素飽和度等の測定を行っていただきます。測定後、健康観察票へご記入をお願いいたします。
- ・ 発熱（37.5℃以上）など、体調に変化がある場合は、速やかに看護師までご連絡ください。

(2) 再入院

- ・ 体調が悪化した場合などには、医師の指示を受け、救急車を要請し病院に搬送し入院していただくことがあります。

(3) こころのケア

- ・ 宿泊療養中の不安な気持ちなどを電話で相談できる「こころのケア」を平日9時～17時にご利用できます。詳しくは別途配付の「療養中の皆さまへ」をご参照願います。

5 退所基準（退所時にPCR検査は行いません）

症状の有無	退所基準
有	発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、宿泊療養は終了となり、ご自宅にお戻りいただくことになります。
無	発症日から10日間経過した場合、宿泊療養は終了となり、ご自宅にお戻りいただくことになります。

6 退所の手続き

- ・ 退所については、当日午前中の、事務局が指定した時間となります。（前日に連絡が入ります。）
- ・ 退所の際は、ベッドシーツ、枕カバー、タオル類等をご自身で外した上で、以下の手順で所定の袋に二重に入れて、縛ってください。

- ① ベッドシーツ、枕カバー、布団カバー、浴衣、タオル類、スリッパ、歯ブラシほか生活ゴミを袋に入れて固く縛る。
- ② 結び目を上にしたまま、二枚目の袋を上からかぶせる。
- ③ 一枚目の袋と結び目が上下逆になるように、二枚目の袋を固く縛る。縛った袋は、部屋の中に置いてお帰りください。

- ・ ビン、缶、危険物（スプレー缶、ライター、電池等）などの分別用プラスチック製容器はご用意しておりません。退所時に、袋などには入れず部屋の中にまとめて置いてお帰り下さい。
- ・ 退所後、部屋の消毒・清掃を行います。部屋に残されたものは全て処分しますので、お忘れ物にご注意ください。
- ・ 窓の閉め忘れなどがあつた場合、施設運営関係者等への感染拡大防止のため、ホテルに戻ってきていただかなければなりませんので、部屋を出る際は必ず部屋の窓や扉の閉め忘れや水道の止め忘れがないかご確認願います。
- ・ 退所の際は、事務局に電話で連絡の上、入所時にお渡しした封筒の中に、カードキー（インキーした場合の古いものを含む）、ボールペン、体温計、パルスオキシメーターの4点を入れ、入所者出入口手前の箱の中に入れてお帰りください。
- ・ 宿泊療養の証明書については、退所当日にお渡しいたします。
- ・ 経過観察終了後の退所につきましては、就業制限解除となりますので、勤務・通学等通常通りの生活をしていただけます。
- ・ 帰宅する際の交通手段について、退所見込み前日に以下のことを確認いたします。
 - ② 自家用車等、迎えが来る場合（車種・色・ナンバー・来られる方の名前）
 - ② 地下鉄・JRの場合
 - ③ 自宅までタクシーの場合（料金は自己負担）

7 退所後の生活について

- ・ 退所時点で他の人への感染性はないと考えられますが、稀に退所後再度新型コロナウイルス陽性となる方がいらっしゃいます。
- ・ そのため退所後4週間は、一般的な衛生対策の徹底と健康管理を継続して実施してください。
 - ① 石けんやアルコール消毒液での手洗い
 - ② マスクの着用など咳エチケットの徹底
 - ③ 毎日の体温測定
- ・ 咳や発熱等の症状が出た場合は最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示に従ってください。
- ・ 詳しくは退所時にお渡しする「退所後の生活について」をご確認ください。

8 非常時の対応（火災等）

- ・ 火災や大地震など、建物から避難しなければならない大規模災害等が発生した場合、事務局から指示があるまで部屋から出ないようお願いします。

- ・ 館内放送により避難指示があった場合は、荷物は持たず、速やかに避難願います。避難中は、事務局の指示に従ってください。
- ・ 避難の際にはエレベーターは使わず、非常階段により避難願います。
- ・ 避難中及び避難後、具合が悪くなるなど体調に変化が認められる場合、避難場所において速やかに事務局職員にお伝えください。
- ・ 状況によっては、避難場所を変える場合がありますので、事務局職員の指示に従い、移動をお願いします。

9 報道機関から取材の申し込みがあった場合

- ・ 報道機関から取材の申し込みがあった場合は、入所者の個人情報等に係る事柄も多いことから、事務局（内線●●）へお知らせいただきますようお願いいたします。